

## 3名の会員が、消費税の分納のために

### 「換価の猶予」を税務署に申請

## 税務署からは「延滞金はかかりません」と。ヤッター！

今年は、三月三十一日が日曜日のため、消費税の申告は四月一日でした。三名の会員が、「一括では払えないので」と分納の申請を税務署にしました。

それぞれ「換価の猶予」申請書を提出、三人とも申請が認められ、「延滞金はかかりません」といわれました。

申請にあたっては、今年の売上の見通しや、資金繰りの状況などを書き、分割でなけ

れば払えない実情を訴え、誠に、支払う意思のあることを税務署に示して、申請を認めるよう要請しました。

事前に税務署の総務課長に事情を話しておきましたので、3階で申告書の提出を済ませた後、2階の相談室で個別に審査をうけました。事前に記入していた、収支の状況書も示して、納税の意志はあるけれども、一度には無理であることを説明しました。

約1時間ほどで3人とも審査を終え、申請が認められました。しかも3人とも「延滞金はかかりません」と言われましたことから、大喜びです。あなたも納税が大変になったら、「換価の猶予」申請を試してみませんか。

### エー？ 伊達市役所は

#### 「換価の猶予」

#### 扱っていません！

税務署を終え午後から伊達市役所に、同じように分納の相談に行き、「分納誓約書」を書くように言われたので、「換価の猶予」申請をしたいと申し出ると、「それは時間がかかって困難なので扱っていません」とのことでした。換価の猶予が認められると延滞金が1・6%に引き下がるので是非申請をしたいというところ「完納すれば延滞金は半分になりますから」との回答です。これには驚きです。今後正式に税務担当者に申し入れをして、福島市のような「換価の猶予申請書」をつくらせる要請を行います。

## 「納税の猶予」「換価の猶予」認定で 延滞税が8.9%から1.6%に

＝2018・4・16 全国商工新聞より＝

売り上げ減少などで、税金や社会保険料などが納付期限まで納められなくなったときは、納税を緩和する「納税の猶予」や「換価の猶予」制度が活用できます。

「納税の猶予」は本人の申請で1年間（最長2年間）納税を猶予するものです。

「換価の猶予」は、税務署長などの職権による職権型と、納税者が申請できる申請型があります。申請型は6ヶ月を超える滞納があると適用されません。その場合は分納計画書などを添えて請願書を提出し、職権による「換価の猶予」の適用を求めましょう。

「納税の猶予」や「換価の猶予」が適用されれば、延滞税が1.6%に減額されます。単なる「分納」では延滞税は8.9%ですから、本税に加えて延滞税の負担が重くなってしまいます。税金や社会保険料、国威保税など納められないときは、民商にご相談下さい。